

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、期末退職金要支給額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、鹿児島県社会福祉協議会の退職共済制度及び、法人で定める規程によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、社会福祉事業における拠点区分が一つであるために作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、公益事業における拠点区分が一つであるため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、収益事業を行っていないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア. 社会福祉事業 桜島苑拠点区分
 - 法人本部
 - 特別養護老人ホーム 桜島苑
 - 通所介護事業所 桜島苑
 - 訪問介護事業所 桜島苑
 - 短期入所生活介護事業所 桜島苑
 - イ. 公益事業 桜島苑拠点区分
 - 居宅介護支援事業所 桜島苑
 - 訪問給食サービス事業所 桜島苑

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	70,000,000	0	0	70,000,000
建物	261,606,770	0	13,896,808	247,709,962
合計	331,606,770	0	13,896,808	317,709,962

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

特別養護老人ホーム桜島苑の資産を除却したことにより国庫補助金等特別積立金を4円取り崩した。

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	585,616,720	337,906,758	247,709,962
小計	585,616,720	337,906,758	247,709,962
その他の固定資産			
建物	156,819,773	78,698,607	78,121,166
構築物	24,456,420	12,407,685	12,048,735
機械及び装置	14,691,458	14,691,449	9
車輛運搬具	20,269,691	16,248,368	4,021,323
器具及び備品	72,834,387	56,922,585	15,911,802
有形リース資産	2,961,360	444,204	2,517,156
その他の固定資産	10,000	0	10,000
小計	292,043,089	179,412,898	112,630,191
合計	877,659,809	517,319,656	360,340,153

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の 当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	50,273,868	0	50,273,868
未収金	40,000	0	40,000
合計	50,313,868	0	50,313,868

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし